

# 第5回協約交渉「賃金・諸手当・退職手当関係」

天候により延期されていた第5回労働協約交渉が行われ「賃金・諸手当・退職金に関する事項」について議論を行いました。

- ☆定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を見直し、1年から5年は1,200円、6年は1,000円、7年は800円とし、8年以降の 基準昇給額は600円とすること!
- ☆基本協約第107条の「なお、標準乗数は4以内とし、別に定める」を「なお。標準乗数は4以上とする」に改定すること!
- ☆「割増賃金」の超過勤務手当B単価は全て150/100とすること。また、新たに年末年始手当を新設し単価を50/100 とすること!
- ☆資格に応じて手当を支給し、技能手当の支給対象を見直すこと!
- ☆職務手当は旧制度の特殊勤務手当額を下回らないこと!
- ☆自動車や自転車で通勤する場合は駐車料金を通勤手當に組み込むこと!



国労東海本部HP QR

## 国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長